

# 家畜共済のご加入にあたって

## 〈重要事項説明書〉



この説明書は、家畜共済への加入にあたり、加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要事項を整理したものです。加入申込みの際、ご確認願いますとともにこの説明書で不明な点がございましたら、山口県農業共済組合（以下、「組合」といいます。）にお問い合わせください。

### ご加入についての事項

#### ・加入申込みと共済関係の成立

家畜共済の共済関係は、加入される方が別途定めている家畜共済加入申込書（以下「加入申込書」といいます。）に必要事項を記入・捺印して組合に申込み、組合が承諾したときに成立します。

なお、加入申込書には飼養している加入資格のある家畜の全頭（子牛・胎児は選択）について加入されますようお願いいたします。

#### ・共済金額

共済金額は、家畜の種類ごとの価額の合計額「以下共済価額」に対して 2 割（肉豚については 6 割）から 8 割の範囲（付保割合）内において加入時に選択した金額となります。

また、家畜の導入、加入資格取得等によって共済価額が増加した時は 2 週間以内に増額請求ができます。

なお、乳牛の胎児価額については、

- (1) 加入時に品種の申告をした場合は申告した品種の価額になりますが、品種の申告がない場合は乳牛種の価額となります。
- (2) 加入後の価額の変更はその胎児の責任開始前（授精後 239 日）までに品種の変更の申告によりその胎児の責任開始から申告した価額となります。
- (3) 申告した品種が出生又は事故により品種が異なることが判明したその時、判明した品種と申告した品種のいずれか低い方の価額となります。

#### ・付保割合

共済責任期間中に家畜の異動によって共済価額が変動した場合は付保割合がその都度自動的に変化します。

#### ・共済責任の開始及び共済責任期間

共済責任期間は、加入される方から共済掛金の払込みを受けた日の翌日から開始しますが、掛金が納入されても共済責任の開始日を加入申込書に指定している場合はその日からとなります。

共済責任期間は原則 1 年です。ただし、特定の期日を定めた時はその期日です。

#### ・事故一部除外の選択

家畜共済では一定の基準を満たせば事故除外（死亡、廃用、疾病の一部除外）の選択ができます。

### 共済事故についての事項

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故（以下「共済事故」といいます。）は、次のとおりとなっています。

牛、馬、及び種豚は死亡、廃用、疾病及び傷害であり、牛の胎児及び肉豚は死亡のみです。

#### (1) 死亡

と殺による死亡を除き、すべての原因に基づく死亡事故です。

#### (2) 廃用

- ① 疾病、傷害により死にひんしたとき
- ② 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき
- ③ 骨折・は行・両眼失明・伝達性海綿状脳症・牛白血病・等で治癒の見込がなく使用価値を失ったとき
- ④ 行方不明となって 30 日以上生死が明らかでないとき
- ⑤ 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が繁殖能力を失ったとき
- ⑥ 乳牛の雌が泌乳能力を失ったとき
- ⑦ 牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなきとき

#### (3) 疾病及び傷害

獣医師の治療を必要とする程度の、家畜としての機能に支障を来たす異常な状態をいいます。

### 支払責任のない損害

共済責任期間中に発生した共済事故によって生じた損害であっても、次のような場合には共済金の全部又は一部につき、お支払いできないことがありますのでご留意願います。

- ① 戦争その他の変乱によって生じた損害
- ② 加入畜の性質又は瑕疵によって生じた損害
- ③ 加入者又はその法定代理人の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害
- ④ 加入者と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害（その親族が、加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く）
- ⑤ 共済事故発生の通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって通知せず、又は不実の通知をされたとき。
- ⑥ 待期間  
共済責任の始まった日から 2 週間は待期間となり、その間に生じた事故（原因が責任後に生じたことが明らかな場合を除く）
- ⑦ 共済責任開始時に既に疾病にかかっている家畜について事故

が発生した場合

⑧ 当組合が規定している免責事項に該当した場合

### 共済金の支払いについての事項

① 家畜共済に加入した家畜が死亡、廃用になったとき、加入している家畜個体の評価額、共済金額、共済価額によって算出されます。(以下「死廃共済金」といいます。)

(火災・伝染病の疾病又は風水害その他気象上の原因による事故以外の事故(以下「一般事故」といいます。))は一般事故の過去の被害率が、国の定める基準率を超えた場合は共済金額に国が定めた率を乗じて得た金額が限度となります。)

(死廃共済金支払の例)

計算共済金＝

$$\left( \begin{array}{l} \text{共済事故が発生} \\ \text{した家畜の価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{肉皮等残存物価額、廃用家} \\ \text{畜の評価額、補償金等} \end{array} \right) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

(残存物価額は枝肉単価又は生体売渡価額と基準単価により算出した額のどちらか高い額とし、補償金等がある場合はこれを控除) 又は

純損害額＝共済事故発生家畜の価額－家畜の残存価額

死廃共済金は計算共済金と純損害額のうち少ない方の額が共済金となります。

② 家畜共済に加入した家畜が疾病にかかり、その通常診療行為に対する診療費が共済金となります。(病傷共済金といいます。)(国の定める基準率を超えた場合は共済金額に国が定めた率を乗じて得た金額が限度となります。)

### 共済金が支払えない場合についての事項

次のような場合には、共済金の一部又は全額をお支払いできないことがあります。

- ① 加入者が通常すべき管理、損害防止義務を怠って生じた損害
- ② 組合から損害防止のため必要な処置を指示され、この指示に従わなかったとき。
- ③ 正当な理由がないのに、払込期日までに第2回目以降の掛金の払込みが遅れた場合。
- ④ 家畜の異動の届出が組合になかった場合
- ⑥ 死廃支払限度額を超えた場合(火災・伝染病の疾病又は風水害その他気象上の原因による事故以外の事故は一般事故の過去の被害率が、国の定める基準率を超えた場合は共済金額に国が定めた率を乗じて得た金額が限度となります。)
- ⑦ 病傷限度額を超えた場合(国の定める基準率を超えた場合は、共済金額に国が定めた率を乗じて得た金額が限度となります。)

### 加入者の義務についての事項

#### ・損害発生通知

加入した家畜に事故が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生の通知をお願いします。

#### ・損害防止の義務

加入者は、加入した家畜について通常すべき管理、その他損害防止に努める義務を有し、通常すべき管理等の不良による事故は、共済事故以外の事故として、共済金から差し引くことがあります。

また、組合及び獣医師により損害防止のために特に必要な処置を指示することがありますのでご留意願います。

#### ・異動通知

加入した家畜について、導入、譲渡等の異動が生じた場合は、速やかに組合への通知をお願いします。

### 個人情報の取扱いについての事項

(1) ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他の知り得た情報については、組合・農林水産省が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、この契約に関する個人情報は、組合が実施する他の共済のご案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

(2) 法令により必要とされた場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合及び個人情報の利用目的のために業務を委託する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

### その他の事項

組合は、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともに、共済金の確実な支払いに努めていますが、財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。